



IFRS第4号の改訂

IFRS第9号「金融商品」のIFRS第4号「保険契約」との適用

IFRS最新基準書の所見分析



Sep 2016

kpmg.com/ifrs

目次

IFRS 第 9 号の影響の緩和

1	要約一覧	2
1.1	IFRS 第 9 号適用の一時的免除	2
1.2	上書きアプローチ	3
1.3	主な考察	3
2	概要	4
3	IFRS 第 9 号適用の一時的免除	5
3.1	適用可能な主体	5
3.2	支配的活動が保険関連の活動であること	7
3.3	支配的活動の再評価	9
3.4	関連会社及び共同支配企業への投資者に対する免除措置	10
4	上書きアプローチ	11
4.1	適用の影響	11
4.2	金融資産の指定	11
4.2.1	シャドウ・アカウンティング	13
4.2.2	関連会社及び共同支配企業に対する投資	14
4.3	上書きアプローチのコスト及び便益	14
5	その他の選択肢	17
6	IFRS の初度適用企業	18
7	開示	19
7.1	目的	19
7.2	IFRS 第 9 号適用の一時的免除	19
7.2.1	IFRS 第 9 号適用の一時的免除の適格性についての開示	19
7.2.2	比較可能性を提供するための開示	20
7.3	上書きアプローチ	21
8	適用日及び適用期限日、並びに移行措置	22
8.1	適用日及び適用期限日	22
8.1.1	改訂の時期	22
8.1.2	IFRS 第 9 号適用の一時的免除	23
8.1.3	上書きアプローチ	23
8.2	移行措置	24
	本冊子について	25
	参考情報	26
	謝辞	28

IFRS第9号の影響の緩和

IASBのIFRS第4号の改訂は、新たな保険契約に関する基準書とIFRS第9号の適用日が相違することによる影響を緩和するものである。

保険業界における資産・負債管理（ALM）の重要性を踏まえ、保険業界及びその財務諸表利用者は、2つの基準書の適用日が相違すること（IFRS第9号については2018年、新たな保険契約に関する基準書についてはおそらく2020年または2021年）について重大な懸念を提起した。これには以下のような懸念も含まれている。

- 新たな保険契約に関する基準書の適用の前に、IFRS第9号の分類及び測定規定を適用しなければならないこと
- 金融資産の分類変更によって、当期純利益及びその他の包括利益（OCI）において会計上のミスマッチ及びボラティリティが一時的に増大する可能性があること
- 短期間のうちに、連続して2度の大幅な会計処理の変更が行われること

このような影響によって、保険者の財務諸表作成者及び財務諸表利用者の双方に対して、追加的なコスト及び複雑性の負担が生じることになる。

IASBは、IFRS第4号「保険契約」の改訂「IFRS第9号『金融商品』のIFRS第4号『保険契約』との適用」にて、2つの選択可能な解決策を提示することで対応した。一方の解決策はIFRS第9号適用の一時的免除であり、これにより、一部の保険者に対してIFRS第9号の適用を実質的に延期する。もう一方の解決策は、表示の上書きアプローチであり、新たな保険契約に関する基準書の適用日より前にIFRS第9号を適用する際に生じる可能性のあるボラティリティを低減する。

IFRS第4号の改訂は、上記の影響を緩和するものであるが、企業は、どのIFRS第9号の適用アプローチを選択するのか、及びそれらのアプローチをどのように利用するのかを慎重に検討する必要がある。いずれの解決策にもさまざまな複雑性（IFRS第9号適用の一時的免除の適格要件等）があり、経営者による詳細な分析や判断が必要になる可能性がある。

本冊子では、KPMGは、IFRS第4号の改訂の概要を示し、判断を要する分野を指摘し、設例を提示することによって、皆様が、ご自身の事業への影響及びその可能性を評価し、IFRS第9号の適用アプローチを選択する際に有意義で賢明な判断を下すのに役立つ情報を提供する。

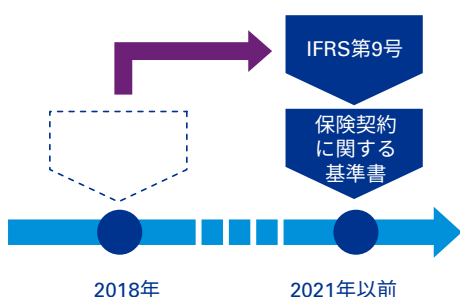
Joachim Kölschbach

KPMG's global IFRS insurance leader
KPMG International Standards Group

1

要約一覧

1.1



IFRS第9号適用の一時的免除

一部の企業は、IFRS第9号を2018年に適用する必要はなく、引き続きIAS第39号「金融商品：認識及び測定」を適用することが認められるようになる。

適格要件

企業は、以下の両方に該当する場合に、IFRS第9号適用の一時的免除を適用することが認められる。

- 以前にIFRS第9号を適用したことがない。
- 企業の支配的活動が保険関連の活動である。

企業の「支配的」活動は、以下の両方に該当する場合に、「保険関連の」活動となる。

- IFRS第4号の範囲に含まれる契約から生じる負債が、企業の負債合計に比して重要である。
- 企業の負債合計と比較した場合の保険関連の負債（当期純利益を通じて公正価値で測定する（FVTPL）投資契約を含む）の割合が、以下のいずれかに該当する。
 - 90%超
 - 80%超90%以下で、かつ企業が保険に関連しない重要な活動に従事していない。

適用日

企業は、2021年1月1日より前に開始する事業年度において、IFRS第9号適用の一時的免除を適用することが認められている。

主な影響

支配的であることの評価を完了するには、判断が必要となる可能性がある。

IFRS第9号適用の一時的免除の要件を満たすためには、経営者は、企業がその適格要件を満たすか否かを判定する際に、定性的要因と定量的要因の両方を考慮しなければならない場合もある。

グループに属する企業がIFRS第9号適用の一時的免除を適用する場合には、IAS第39号とIFRS第9号の両方に基づく財務情報を作成することが求められる可能性がある。

該当する場合、経営者は、連結グループと単体の報告レベルにおけるこのような状況のコストと複雑性を考慮しなければならない。

1.2

IFRS第9号に基づくFVTPL

IFRS第9号に基づくFVTPLへの変更の影響

調整後の当期純利益計上額

上書きアプローチ

IFRS第9号を適用する際に、企業は、指定した金融資産について、IFRS第9号に基づき当期純利益に認識された金額とIAS第39号に基づき報告された金額の差額を、当期純利益とOCIの間で振り替えることが認められるようになる。企業は、適格金融資産を金融商品別に指定することができる。

適格要件

金融資産は、以下の両方に該当する場合に、指定の要件を満たす。

- IFRS第4号の範囲に含まれる契約に関連しない活動のために保有している金融資産ではない。
- IFRS第9号ではFVTPLで測定されるが、IAS第39号ではFVTPLで測定されなかったであろう金融資産である。

適用日

企業は、原則として、IFRS第9号を初めて適用する場合（過去にIFRS第9号適用の一時的免除を適用した後も含む）にのみ、上書きアプローチの適用を開始することが認められている。

主な影響

上書きアプローチを適用する企業は、指定した金融資産について、IAS第39号に基づく価額とIFRS第9号に基づく価額を並行して算定し記録しなければならない。

企業は、このような処理を行うためにシステム及びプロセスを改変しなければならない。

1.3

主な考察

IFRS第4号の改訂は、企業が会計処理の変更を管理するのに役立つ。

企業は、IFRS第4号の改訂を利用することによって、IFRS第9号と新たな保険契約に関する基準書の適用日の相違から生じる可能性のあるコスト及び複雑性の一部を回避できるようになる。ただし、IFRS第4号の改訂もまた、別のコスト及び複雑性を生じさせる可能性がある。

IFRS第4号の改訂は、当期純利益及びOCIにおけるボラティリティを低減するのに役立つ可能性がある。

IFRS第4号の改訂を適用する企業によっては、2018年にその改訂を適用せずにIFRS第9号を適用すれば損益計算書及び包括利益計算書で生じるであろう会計上のミスマッチ及びボラティリティの一時的な増大を低減できる場合もある。

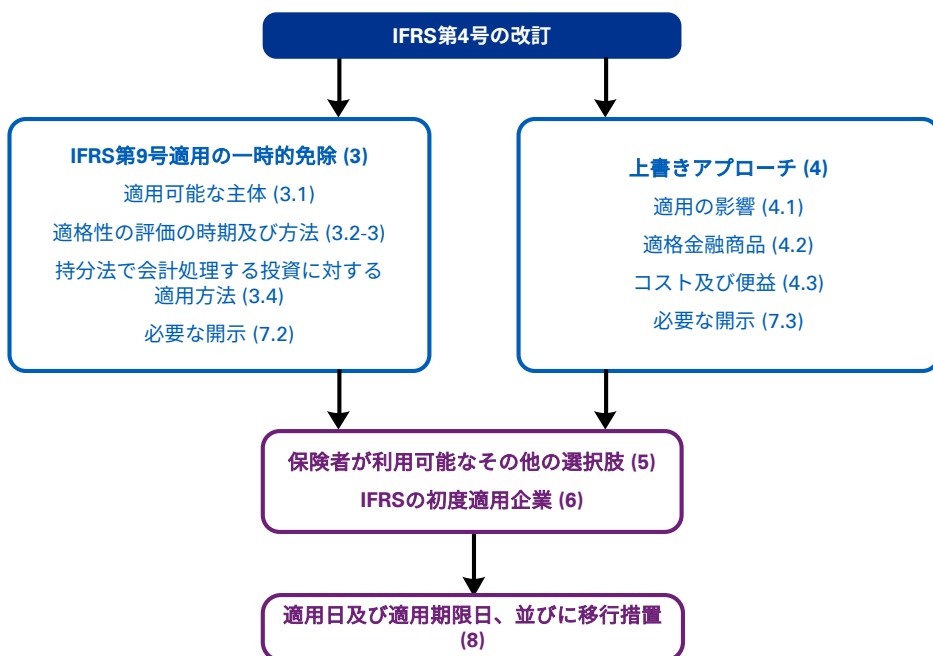
2

IFRS第4号の改訂の最適な利用方法を決定するには、包括的な経営分析が必要となる。

企業は、2つの選択可能な解決策のコスト及び便益、並びにそれぞれの解決策が適用日の相違から生じるコストをどの程度有効に低減するのかを検討しなければならない。また、同業他社がIFRS第4号の改訂を利用するの可否及びどのように利用するのか、並びに投資者やその他の財務諸表利用者の期待と反応も考慮する必要がある。

概要

以下の図は、IFRS第4号の改訂に含まれている主要な論点の概要を示している。



この図は、IFRS第4号の改訂の主要な論点が、本冊子を通じてどのように説明されているかを示したものである。対応するセクションの番号は、括弧内に記載している。

3

IFRS第9号適用の一時的免除

3.1

適用可能な主体

IFRS 4.20B(b), 35A

IASBは、一部の企業¹に対してIFRS第9号の適用を一時的に免除することを認めた。その一時的免除が認められるのは、支配的活動が保険関連の活動である報告企業である。

IFRS 4.BC252, 260–263

IFRS第9号適用の一時的免除は、報告企業レベルで適用される。すなわち、この一時的免除は、報告企業が保有するすべての金融資産及び金融負債に適用される。

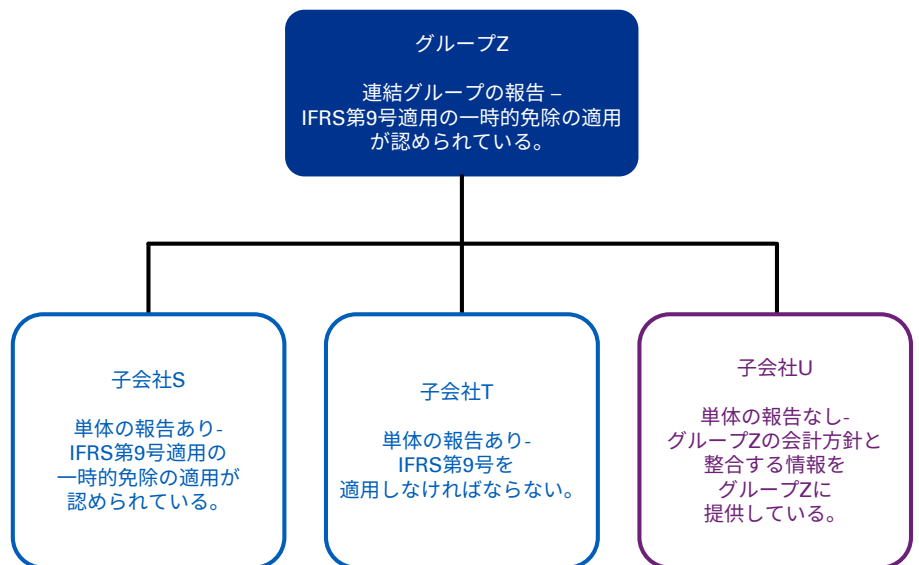


設例—連結グループにおけるIFRS第9号適用の一時的免除の適用

グループZは、完全子会社3社を含んでおり、保険に関連する活動も保険に関連しない活動も営んでいる。グループZもその子会社も、過去にIFRS第9号を適用したことはない。

連結グループ・レベルでは、グループZの支配的活動は保険関連の活動であるとみなされている。その子会社の詳細は、以下のとおりである。

子会社	個別財務諸表を公表しているか？	支配的活動が保険関連の活動か？
S	はい	はい
T	はい	いいえ
U	いいえ	いいえ



1 IFRS第4号の改訂は、裁量権のある有配当性を含む金融商品の発行者も利用することができる。

グループZは、そのすべての子会社の支配的活動が保険関連の活動であるとは限らないものの、グループ全体の支配的活動が保険関連の活動であるため、連結財務諸表においてIFRS第9号適用の一時的免除を適用する要件を満たしている。連結グループ・レベルでIFRS第9号適用の一時的免除を適用するか否かの決定は、子会社が報告企業である場合に自らの個別財務諸表について行う決定に依存せずに行われる。

同様に、子会社の個別財務諸表において行われる決定は、連結グループまたは他の単体子会社がIFRS第9号適用の一時的免除を適用できること（及び適用を決定したこと）の影響を受けない。

IFRS第9号の適用日から、子会社Tは、自らの個別財務諸表においてIFRS第9号を適用しなければならない。グループZがIFRS第9号適用の一時的免除を適用することを選択した場合には、子会社Tも、連結グループの財務報告用にIAS第39号を適用した自らの結果をグループZに報告しなければならない。結果として、子会社Tは、両方の基準書に基づく財務情報を作成しなくなる。

子会社Uは、個別財務諸表を公表していないため、内部管理上従うべき会計方針を自由に選択することができる。ただし、子会社Uは、連結グループの財務報告用の財務情報をグループZに提供しなければならない。

IFRS 4.20B–C, IFRS 9.5.7.1(c), 5.7.7–5.7.9, 7.2.14, B5.7.5–B5.7.20

すでにいずれかのバージョンのIFRS第9号を適用している企業が、IFRS第9号の適用を中止し、IAS第39号に戻すことは認められていない。ただし、IFRS第9号のFVTPLに指定した金融負債に係る利得及び損失に関する表示規定のみを適用している企業は、その限りではない。IFRS第9号適用の一時的免除を適用している企業が、後にこれらの特定の表示規定のみを適用し、残りのIFRS第9号の適用について一時的免除を適用することは認められている。



KPMGの見解—連結グループの報告への影響

IFRS第9号適用の一時的免除の要件を満たし、その一時的免除を適用することを選択し、かつIFRS個別財務諸表を公表している子会社を有している連結グループの場合、そのグループに属する企業は、両基準書（IFRS第9号及びIAS第39号）に基づく財務情報を作成しなくなる可能性がある。

これに該当するのは、そのグループに属する一部の企業がIFRS第9号適用の一時的免除の要件を満たしていないか、またはその要件を満たしているもののその一時的免除を適用しないことを選択している場合である。あるいは、そのグループがIFRS第9号適用の一時的免除の要件を満たしていないか、またはその一時的免除を適用しないことを選択している場合において、そのグループに属する企業がその要件を満たしており、かつその一時的免除を適用することを選択している場合にも起こり得る。

企業は、このような状況のコスト及び複雑性を考慮し、そのグループに属する企業が両基準書に基づく財務情報を作成しなくなるか否かを判断しなければならない。

3.2

支配的活動が保険関連の活動であること

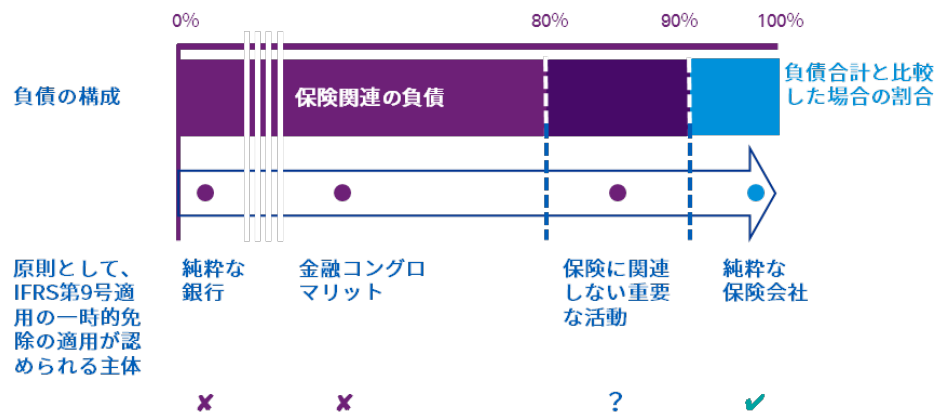
IFRS 4.20B(b)

企業は、2016年4月1日の直前の年次報告日において、自らの支配的活動が保険関連の活動であるか否かの当初の評価を行う。

IFRS 4.20D, 35A

企業の支配的活動は、以下の両方に該当する場合に、保険関連の活動であるとみなされる。

- IFRS第4号の範囲に含まれる契約から生じる負債の帳簿価額²が、企業のすべての負債の帳簿価額合計に比して重要である。
- 企業のすべての負債の帳簿価額合計と比較した場合の保険関連の負債の帳簿価額合計の割合が、以下のいずれかに該当する。
 - 90%超
 - 80%超90%以下で、かつ企業が保険に関連しない重要な活動に従事していない。



IFRS 4.20E, BC255(B)

上記の割合を算定する際には、以下の種類の負債が保険関連の負債とみなされる。

- IFRS第4号の範囲に含まれる契約から生じる負債²
- IAS第39号に基づきFVTPLで測定される非デリバティブ投資契約負債（FVTPLに指定された負債を含む）
- 保険者が上記の契約を発行する（すなわち、上記の契約から生じる義務を履行することにより生じるその他の負債

この「その他の負債」に含まれる例は、以下のとおりである。

- 保険契約から生じるリスクを低減するために利用するデリバティブ及び保険契約の裏付けとなる資産
- 保険活動の税金、給与及びその他の雇用に関する給付の負債
- 規制上の自己資本を引き上げるために発行した負債

2 この金額は、IFRS第4号の範囲に含まれる保険契約からアンバンドルされている預り金要素及び組込デリバティブを含む。



設例－支配的活動の評価の実施

企業Dの年次報告日は、2015年12月31日である。この報告日は、2016年4月1日の直前の年次報告日であるため、当初の支配的活動の評価日となる。

2015年12月31日現在のD社の負債合計は、以下の割合で構成されている。

- IFRS第4号の範囲に含まれる契約：45%
- 保険契約からアンバンドルされている預り金要素：10%
- IFRS第4号の範囲に含まれないFVTPLで測定する投資契約：25%
- D社が上記の契約を発行し、その契約から生じる義務を履行することにより発生するその他の負債：12%
- D社の銀行顧客からの預金：8%

ステップ1

D社は、IFRS第4号の範囲に含まれる契約から生じる負債の帳簿価額がすべての負債の帳簿価額合計に比して重要である³と結論付けているとする（すなわち、D社の負債合計の55%は、保険契約からアンバンドルされている預り金要素を含め、IFRS第4号の範囲に含まれる要素である）。

ステップ2

D社は、保険関連の負債の帳簿価額は92%であると計算している。なぜなら、その計算に含まれない負債は、銀行顧客からの預金8%のみだからである。

結論

D社の支配比率は90%超であるため、D社が保険に関連しない重要な活動に従事しているか否かを検討する必要はなく、D社はIFRS第9号適用の一時的免除を適用する要件を満たしている。

IFRS 4.BC258

IFRS 4.20D(b)(ii), 20F

企業のすべての負債の帳簿価額合計と比較した場合の企業の保険関連の負債の帳簿価額合計の割合が80%超90%以下である場合には、企業は保険に関連しない重要な活動に従事しているか否かを判定しなければならない。

このような評価を実施する際に、企業は以下を考慮する。

- 収益を稼得し、費用を負担する可能性のある活動のみを考慮する。
- 財務諸表利用者による業種区分等の公表情報を含む、定性的及び（または）定量的要因を考慮する。

3 ステップ1について、IASBは、「重要であること（significance）」の判定には判断が必要であることを認識しているが、この用語は他のIFRSの規定で用いられており、すでに実務で適用されているため、追加のガイダンスを提供しないことを決定している点に留意すべきである。

KPMGの見解—財務諸表利用者の評価の重要性

支配比率の計算結果が80%超90%以下となる企業は、自らが保険に関連しない重要な活動を有しているか否かを評価しなければならない。これには、定量的及び（または）定性的要因を考慮する分析が必要となる。

このような企業の経営者は、自らの分析及び結論に財務諸表利用者の観察可能な評価の裏付けがあるか否かを検討することが必要となる。例えば、企業の財務諸表利用者がその企業の成果を主に銀行に照らして評価している場合には、その企業がIFRS第9号適用の一時的免除を適用していれば、比較可能性が以前よりも大きく損なわれていると捉えられる可能性がある。

観察可能な情報には、証券取引所、市場指数のベンダー及び投資または信用情報機関のアナリストが公表している業種または部門の分類や、ファンド・マネジャーが利用している情報が含まれる場合もある。

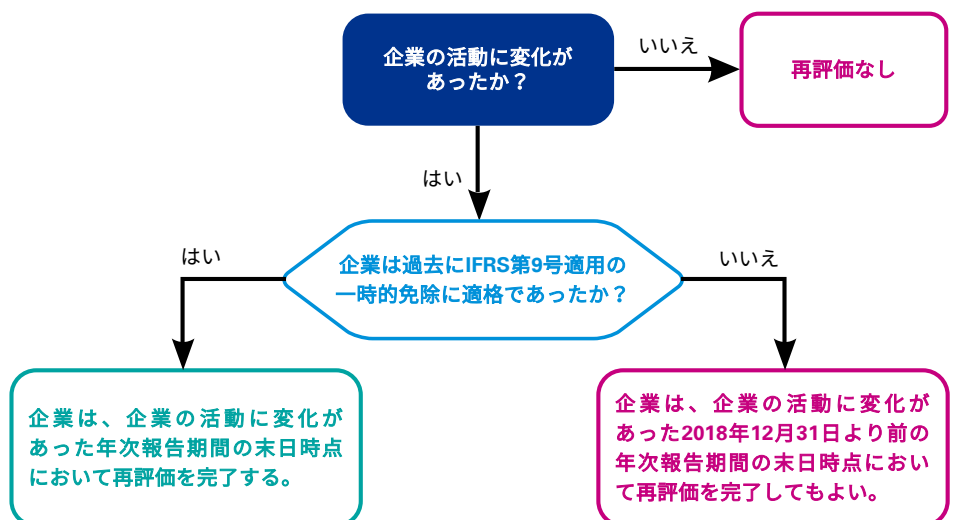
3.3

IFRS 4.20G

支配的活動の再評価

企業は、支配的活動の当初の評価後に、その評価の更新を完了することが要求される場合もあれば、許容される場合もある。

企業は、当初の評価後の年次報告日において、自らの支配的活動が保険関連の活動か否かを再評価すべきか？



IFRS 4.20H

企業の活動の変化の結果、再評価を行う場合には、経営幹部は、社内外の変化の結果、その変化が自らの事業にとって重要であり、かつ外部の当事者に対して立証可能であるかを判定しなければならない。

IFRS 4.20H-I

再評価が必要となる変化の例には、企業が自らの事業にとって重要な事業部門を買収、売却または閉鎖する場合や、企業がその活動の一部門の重要性を著しく変えた場合がある。企業の活動に影響を及ぼさない財務構成の変化や、企業の将来の事業部門の売却計画の場合には、再評価は行われぬ。



KPMGの見解－活動の変化

IFRS 4.20I

経営者は、企業の活動の変化が再評価を伴うものであるか否かを判定する責任を有している。これには判断が必要な場合があるものの、IASBは、再評価を伴う変化は非常に稀なはずであるという見解を述べている。

3.4

関連会社及び共同支配企業への投資者に対する免除措置

IFRS 4.200-Q

企業が関連会社または共同支配企業を持分法で会計処理している場合には、その企業は、関連会社または共同支配企業がその持分に適用している会計方針を引き継ぐことができる。この免除措置は、投資案件別に適用される。

投資者の財務諸表 関連会社 または共同支配 企業の財務諸表	IFRS第9号を適用（上書き調整の有無を問わない）	IFRS第9号適用の 一時的免除を適用
IFRS第9号を適用（上書き調整の有無を問わない）	—	投資者は、関連会社または共同支配企業が適用しているIFRS第9号の会計処理を引き継ぐことが認められる。
IFRS第9号適用の一時的免除を適用	投資者は、関連会社または共同支配企業が適用しているIAS第39号の会計処理を引き継ぐことが認められる。	—

IFRS 4.20P

過去に特定の投資について持分法の会計処理にIFRS第9号を適用していた場合には、投資者は引き続きその投資にIFRS第9号を適用する。反対に、特定の投資について持分法の会計処理にIFRS第9号適用の一時的免除を適用していた場合には、その後、その投資にIFRS第9号を適用することができる。

4

上書きアプローチ

4.1

適用の影響


IFRS 4.35B, 35A

指定した金融資産について、企業⁴は、IFRS第9号に基づき当期純利益に報告された金額と、その資産についてIAS第39号を適用していれば当期純利益に報告されたであろう金額の差額を、当期純利益とOCIの間で振り替えることが認められている。

IFRS 4.35D, 35M, BC244

企業は、上書き調整の影響を以下のように表示しなければならない。

- 当期純利益：独立の表示科目（税引前）として表示する。
- OCI：独立の構成項目として表示する。この項目は、その後に当期純利益に振り替えられるその他の項目に分類される。

 設例—上書きアプローチの表示

包括利益計算書	20XX年
既経過保険料（再保険料控除後）	X
投資収益（IFRS第9号に基づく）	X
上書き調整	(X)
給付金及び保険金	(X)
その他費用	(X)
当期純利益	X
上書き調整	X
包括利益合計	X

4.2

金融資産の指定

IFRS 4.35C, IFRS 9.5.7.1(c), 5.7.7–5.7.9, 7.2.14, B5.7.5–B5.7.20

上書きアプローチは、企業が以下のように初めてIFRS第9号を適用する場合にのみ選択することができる。

- 企業がIFRS第9号適用の一時的免除を適用後、初めてIFRS第9号を適用する場合
- IFRS第9号のFVTPLに指定した金融負債に係る損益の表示に関する規定のみを適用していた場合

IFRS 4.35E, G

企業は、この指定を金融商品別に行うことが認められている。金融資産は、以下の両方に該当する場合に、上書きアプローチを適用する要件を満たしている。

- IFRS第4号の範囲に含まれる契約に関連しない活動について保有している金融資産ではない（例えば、IFRS第4号の範囲に含まれない投資契約に関連するファンドが保有している金融資産は、不適格である）。

4 IFRS第4号の改訂は、裁量権のある有配当性を含む金融商品の発行者も利用することができる。

- IFRS第9号に基づきFVTPLで測定される金融資産である。
- IAS第39号では、全体としてFVTPLで測定されないであろう金融資産である。

IFRS 4.BC240

規制上の自己資本の維持または内部資本管理の目的で企業が保有している金融資産は、保険事業の目的で指定をすることができる。

IFRS 4.35F, 35I(a)

このアプローチを選択後、企業は、以下を行うことができる（または、要求される）。

- 金融資産の当初認識時に、その金融資産に上書きアプローチの指定をすることができる。
- 過去に認識した金融資産で、現在は上記の要件を満たしているが過去には満たしていなかったものに上書きアプローチの指定をすることができる。
- 金融資産がもはや上記と同じ要件を満たしていない場合には、その金融資産の指定の中止を行うことが要求される。

IFRS 4.35J, IAS 1.7

企業が金融資産の指定の中止を行う場合には、その金融資産に関連するOCI累計残高が当期純利益に振り替えられる。

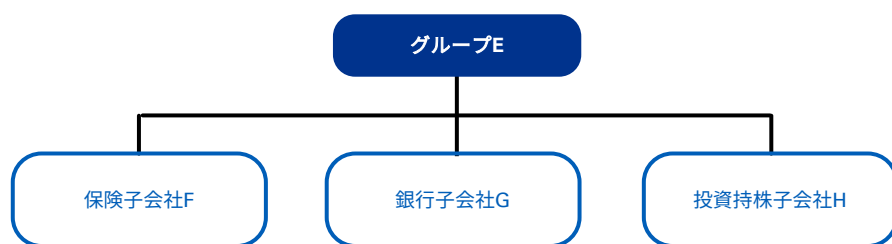
IFRS 4.35I(b), IAS 8.19-25

企業は、新たな保険契約に関する基準書を適用する前の任意の事業年度の期首において、上書きアプローチの適用を中止することが認められている。上書きアプローチの適用を中止した場合には、会計方針の変更の処理を実務上可能な範囲で遡及的に適用する。



設例－連結グループ内での金融資産の譲渡

グループEは、保険子会社（F）、銀行子会社（G）、及び投資持株子会社（H）から構成される連結グループである。



F社の金融資産の一部は上記の要件を満たしており、F社は、グループEの連結財務諸表における報告のために、上書きアプローチを適用することを選択している。このため、F社は、IFRS第9号では当期純利益で表示されたはずの金融資産の公正価値の一部の変動の影響をOCIに認識している。

その後、F社が以前上書きアプローチを適用した金融資産をG社に譲渡し、その譲渡資産がG社の銀行活動に関連する（IFRS第4号の範囲に含まれる契約に関連しない）ものとなった場合には、過去にOCIに表示したその金融資産の公正価値の変動の累積的な影響は、グループEの財務諸表上ただちに当期純利益に振り替えられることになる。

あるいは、F社がその後当該金融資産をH社に譲渡し、グループEが当該譲渡資産をIFRS第4号の範囲に含まれる契約に関連しない活動に関連付けていない場合には、引き続きその指定した金融資産に上書きアプローチが適用されることになる。指定の根拠に関する説明は、財務諸表注記に記載する必要がある。

いずれの場合にも、主に検討しているのは、譲渡した金融資産がIFRS第4号に含まれる契約に関連しない活動について保有しているものか否かである。

4.2.1

IFRS 4.30, 35L, BC246

シャドウ・アカウンティング

シャドウ・アカウンティングとは、IFRS第4号に基づくアプローチであり、企業が保険負債全体を調整することによって、以下の場合に生じる可能性がある会計上のミスマッチを低減できるようにするアプローチである。

- 企業が保有する資産に係る未実現損益が財務諸表上（当期純利益またはOCIに）認識されている場合
- このような損益の実現によって、保険負債の測定に直接的な影響が及ぶ場合

シャドウ・アカウンティングは、企業が上書きアプローチを適用している場合に適用可能なアプローチである。以下の設例は、上書きアプローチとともにシャドウ・アカウンティングを適用している例を示している。



設例—上書きアプローチとシャドウ・アカウンティングとの関係

保険会社Tは、保険契約者が実現利益の90%の配当を受ける契約を発行している。これらの契約に関連する金融資産は、IFRS第9号に基づく元本及び利息の支払いのみ（SPPI）の要件を満たしていないため、IFRS第9号に基づきFVTPLで測定されている。IAS第39号では、これらの資産は売却可能区分に分類されていた。

T社は、このような保険負債に対してシャドウ・アカウンティングを適用することを方針としており、保険契約に関連する金融資産に対し、IFRS第9号に基づく上書きアプローチの指定を行っている。

その資産の期首時点の公正価値は100であり、期末時点の公正価値は150である。したがって、公正価値の増加分50は、IAS第39号ではOCIに認識されたはずであるが、IFRS第9号に基づき当期純利益に認識されている。

T社は、選択した会計方針を適用する際に、まず金融資産の公正価値の増加を、それと同額の当期純利益の増加とともに計上した後に、上書き調整を適用して未実現利得50を当期純利益からOCIに振り替えている。その後、T社はOCIに損失を認識するためにシャドウ・アカウンティングによる調整を適用し、保険契約者負債の再測定45を認識して未実現利益に対する保険契約者の持分（90%×50）を反映している。上書き調整及びシャドウ・アカウンティングによる調整を行った後の当期純利益及びOCIに対する正味の影響は、IAS第39号に基づく処理と同様である。

この設例では、税効果の影響を示していない。税効果は、IAS第12号「法人所得税」を適用する際に考慮しなければならない。

4.2.2

IFRS 4.BC281

関連会社及び共同支配企業に対する投資

IASBは、上書きアプローチを適用する関連会社及び共同支配企業への投資者に対して、統一した会計方針の適用を免除する措置を提供しなかった。なぜなら、報告企業はすべての適格資産に対して上書きアプローチを適用する必要はないからである。

したがって、投資者は、統一した会計方針の適用を要求する規定に反することなく、自らの適格資産は対象とするが投資先の適格資産は対象とせずに（または自らの適格資産は対象とせずに投資先の適格資産は対象として）、上書きアプローチを適用することを選択できる。



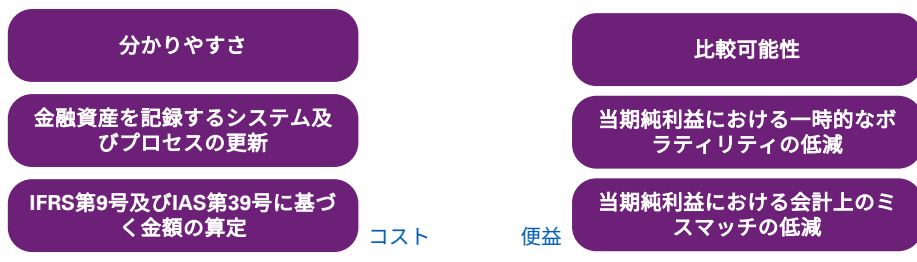
KPMGの見解－上書きアプローチの有効性

上書きアプローチの規定は、会計上のミスマッチ及び当期純利益におけるボラティリティに関する保険者の懸念に対処できる可能性はあるものの、資産がIAS第39号では償却原価で測定し、IFRS第9号では公正価値で測定するものである場合には、OCI及び資本における同様の問題に対処できるとは限らない（ただし、シャドウ・アカウンティングは、この問題においても有用な場合がある）。

短期間のうちに2度の大幅な会計処理の変更を適用することに関する懸念は、上書きアプローチによって対処できるものではない。ただし、大部分の資産をIAS第39号に基づきFVTPLに指定している企業にとっては、（例えば、IFRS第4号の範囲に含まれない投資契約に関連するファンドが保有する一部の金融資産の場合の）新たな保険契約に関する基準書の適用日前にIFRS第9号を適用する影響は、主にIAS第39号に基づきFVTPLで測定していない金融資産で構成する資産ポートフォリオを有する企業への影響ほど重大ではない可能性がある。企業は、上書きアプローチを適用するか否かを検討する際に、このような影響を評価することが必要になる。

4.3

上書きアプローチのコスト及び便益





KPMGの見解—上書きアプローチの適用のコスト及び便益

保険者は、上書きアプローチの適用を選択する前に、その適用のコスト及び便益を考慮しなければならない。

潜在的なコスト

分かりやすさ

上書きアプローチを適用した場合には、財務諸表は、財務諸表利用者にとってより理解しにくいものになる可能性がある。

システム及びプロセスの更新

保険者は、指定した金融資産について、IAS第39号とIFRS第9号に基づく価額を並行して算定し記録するようにシステム及びプロセスを改変することが必要となる。また、保険者は、両基準書に基づくシステム及び内部統制のデザイン、実務への適用及び維持に要するコストを考慮し、報告及び開示の目的で上書き調整を計算し、上書きアプローチの対象となる金融資産を記録する手法を開発しなければならない。

企業もまた、金融商品に直接関連するコスト以外に、システム及びプロセスに上書きアプローチを適用するコストを考慮しなければならない。例えば、企業は、上書きアプローチが繰延税金に関する報告及び開示に及ぼす影響及びその可能性を考慮することが必要になる。

IFRS第9号及びIAS第39号に基づく金額の算定

IAS第39号ではなく、IFRS第9号に基づきFVTPLに分類する金融資産の測定に必要な情報は、企業の既存の会計システムで利用可能なものでなければならない。

- これらの資産がIAS第39号に基づき売却可能区分に分類されている場合には、すでに公正価値での測定が行われている。
- これらの資産がIAS第39号に基づき償却原価で測定されている場合には、IFRS第7号「金融商品：開示」によって、すでにそれらの公正価値の開示が求められている。

例外となるのは、相場価格のない資本性金融商品に対する投資または関連するデリバティブの公正価値が過去にIAS第39号に基づき信頼性をもって測定可能でないとみなされていた場合である。これは異例な状況であり、発生が稀な状況である。

企業は、IFRS第9号の適用開始時に償却原価で測定する金融資産またはOCIを通じて公正価値で測定する（FVOCI）金融資産については、その後新たな保険契約に関する基準書に基づきFVTPLに指定する予定であっても、両基準書の適用日間でIFRS第9号の予想信用損失による減損モデルを適用しなければならない。

潜在的な便益

上書きアプローチを適用する企業は、IFRS第9号で導入された金融商品の会計処理の大幅な改善による便益も享受することになる。

比較可能性

上書きアプローチ (IFRS第9号適用の一時的免除ではない) を適用することによって、企業の財務諸表とIFRS第9号を適用することを選択している競合他社（他の業種（例：銀行）に属する競合他社も含む）の財務諸表との比較可能性が高まる可能性がある。

一時的なボラティリティ及び会計上のミスマッチの低減

このアプローチは、保険者がIFRS第9号と新たな保険契約に関する基準書の適用日が異なることによって当期純利益で発生する可能性のある一時的なボラティリティ及び会計上のミスマッチに対処するのに役立つことになる。保険者は、上書き調整を適用する金融資産を選択できるようになるため、当期純利益における一時的なボラティリティを低減するコストがその便益を上回るとみなされている金融資産の場合に、システム及びプロセスの維持または変更による過度のコストが掛かることを回避できるようになる。

5

その他の選択肢

IFRSの会計処理においては、IFRS第9号適用の一時的免除または上書きアプローチの適用の要件を満たさない、または適用を望まない企業に生じる可能性がある一時的な損益のボラティリティや会計上のミスマッチの一部に対処するために利用することができるその他の選択肢がある。

IFRS 4.30

– **シャドウ・アカウンティング**: 企業は、保有する資産に係る未実現の利得または損失と対応する関連の保険契約負債の価値の変動との間の会計上のミスマッチを低減するために、シャドウ・アカウンティングを適用して保険負債総額を調整することができる。

IFRS 4.24

– **現在の市場金利の利用**: IFRS第4号において、企業は、保険負債を測定するために現在の市場金利を用いることが認められている。

IFRS 4.22, BC145, IAS 8.21

– **その他の会計方針の任意の変更**: IFRS第4号は、会計上のミスマッチを低減するために会計方針を変更することを企業に認めている。

– **開示**: 現在の会計処理の要求事項と整合的に、会計上のミスマッチの一時的な増加及びその他の損益のボラティリティの要因は、財務諸表またはその他の公表済みの報告書における開示を強化することによって説明することができる。



KPMGの見解 – 保険会社が利用できるその他の選択肢

これらの選択肢のうちいくつかは、過去においては一般的でなかったかもしれないが、KPMGは、企業がIFRS第4号の改訂を利用するか否かを評価することで、短期的には意味のあるものとなると予想している。

企業は、IFRSの測定指標の他に代替的な測定指標（例：非GAAP測定指標）を用いることも検討することができる。ただし、非GAAP測定指標の利用に関する適用される報告上及び規制上の要求事項のもとで、代替的な測定指標が認められるか否かを評価すること、及び財務諸表利用者にとっての有用性と効果的な表示を確保することが重要となる。例えば、企業は、証券監督者国際機構（IOSCO）が公表した非GAAP財務指標に係る[最近の声明](#)について検討する必要がある。

6

IFRSの初度適用企業

IFRS 4.20B(b), 20L, 35N

IFRSの初度適用企業は、適格要件を満たしている場合には、これらの改訂（すなわち、IFRS第9号適用の一時的免除や上書きアプローチ）を適用することが認められる。

IFRS第9号適用の一時的免除への適格性を評価する際に、初度適用企業は、当初の評価日（すなわち、2016年4月1日の直前の年次報告日）にIFRSに基づいて算定された帳簿価額を用いる。

上書きアプローチを適用する初度適用企業は、IFRS第9号に基づいて比較情報を修正再表示する場合、上書きアプローチを反映して比較情報を修正再表示する。



KPMGの見解 – IFRSの初度適用企業

IFRSの初度適用企業がIFRS第9号適用の一時的免除や上書きアプローチに適切である可能性は、保険業界内の比較可能性を高める余地があるとともに、これにより個別と連結の財務報告においてIAS第39号とIFRS第9号を同時に適用しなければならない初度適用企業が限定的となるかもしれない。

ただし、初度適用企業は、IAS第39号を含むすべての適用可能なIFRSの規定（すなわち、一時的免除を適用する場合はIAS第39号、または上書きアプローチを適用する場合はIAS第39号の一部とIFRS第9号）を適用することも求められる。このため、初度適用企業は、上書きアプローチを適用しないでIFRS第9号を適用することに比べて、一時的免除または上書きアプローチを適用して短期間にIAS第39号のシステム及びプロセスを適用する場合のコストと便益を検討しなければならない。

新たな保険契約基準を適用する以前に、最初のIFRSに基づく財務諸表においてIFRS第9号を適用する意思のある初度適用企業は、第5章において説明されている保険会社が利用できるその他の選択肢についても検討することができる。

IFRS 1.8

7

開示

7.1

目的

財務諸表利用者が、下記の事項について理解できるようにすることを目的としている。

IFRS第9号適用の一時的免除

企業はどのように一時的免除に適格となるか

第9号を適用している保険会社と適用していない保険会社をどのように比較するか

上書きアプローチ

どのように調整が計算されているか

財務諸表への影響

7.2

IFRS第9号適用の一時的免除

IFRS 4.39B

IFRS第9号適用の一時的免除を適用する企業は、財務諸表利用者が下記事項を行うことができるように開示を行う。

- 企業がどのように一時的免除に適格となったかを理解する。
- 一時的免除を適用する企業と適用しない企業とを比較する。

7.2.1

IFRS第9号適用の一時的免除の適格性についての開示

IFRS 4.39C

当初評価日におけるIFRS第9号適用の一時的免除の適格性について要求される開示は、以下のとおり、企業の負債の構成に基づく。

- IFRS第4号の適用範囲に含まれる契約から生じる負債の帳簿価額⁵がすべての負債の帳簿価額合計の90%以下であった場合、IFRS第4号の適用範囲に含まれる契約から生じる負債ではないが保険に関連する負債の性質及び帳簿価額を開示する。
- 企業が支配的活動の割合（すなわち、すべての負債に対する保険に関連する負債の割合）が90%以下で一時的免除に適格となった場合、検討した情報を含めて、保険に関連しない重要な活動を行っていないという判定をどのように行ったかについて開示する。
- 再評価によって、企業が一時的免除に適格となった場合は、以下の項目を開示する。
 - 再評価の理由
 - 関連する活動の変化が生じた日
 - 活動の変化及び変化が財務諸表に与える影響についての説明

⁵ 保険契約からアンバンドルされている預り金要素または組込デリバティブを含む。

一時的免除にもはや適格でないと企業が結論付ける場合にも、同様の開示を提供する。

7.2.2

比較可能性を提供するための開示

IFRS 4.39E

企業は、報告日において、公正価値及び公正価値の変動を以下のグループ別に開示する。

- IFRS第9号のSPPIテストを満たす金融資産（IFRS第9号における売買目的保有の定義を満たす金融資産または公正価値ベースで管理され評価される金融資産を除く）
- その他すべての金融資産：すなわち、SPPIテストを満たさない金融資産、売買目的保有の定義を満たす金融資産、または公正価値ベースで管理され評価される金融資産

IFRS 4.39G

SPPIテストを満たす金融資産（IFRS第9号における売買目的保有の定義を満たす金融資産または公正価値ベースで管理され評価される金融資産を除く）について、企業は以下の情報を開示する。

- 信用リスクの格付けごとに、IAS第39号に基づく帳簿価額
- 報告日において信用リスクが低くない金融資産についてIAS第39号に基づく公正価値及び帳簿価額

IFRS 4.39H

企業は、連結財務諸表においては提供されていないものの、該当する期間に関してグループ内の企業の個別財務諸表から公的に入手が可能なIFRS第9号の情報への言及についても開示する。

IFRS 4.39I-J

企業が関連会社及び共同支配企業への投資に関する免除措置を適用している場合は、追加的な開示が必要となる（セクション3.4を参照）。



KPMGの見解 - 財務報告に関する困難

企業は、IFRS第9号適用の一時的免除を適用することは、開示規定に変更がないことを意味するわけではないということを認識すべきである。また、IFRS第9号によって導入された特定の評価も実施する必要があるかもしれない。

保険契約及び投資契約の双方に基づき、ユニットリンクファンドを裏付ける目的で保有している金融資産についての開示規定は、これらの金融資産が公正価値ベースで管理され評価されているかまたは売買目的で保有されている場合には、SPPIテストを実施することを要求していない。

ただし、SPPIテストの免除には、会計上のミスマッチを取り除くためのFVTPLに指定された金融資産は含まれない。

IFRS第7号における現行の開示規定により、この情報の一部は既に存在する可能性があるが、SPPIテストはIAS第39号を適用する企業に対しては要求されない。企業は、この開示を行うために必要な高度なシステム開発及び関連するコストについて検討する必要がある。

7.3

上書きアプローチ

IFRS 4.39K

純損益からOCIに振り替えた合計金額がどのように計算されたのか、及び財務諸表にどのような影響を与えるのかについて、財務諸表利用者が理解できるようにするための開示が要求される。

IFRS 4.39L

上書き調整を行う金融資産をどのように決定したか、当報告期間において上書き調整をどのように計算したか、及び当期純利益における個々の表示項目に与えた影響について開示する。

IFRS 4.39L(f), 39M

企業が金融資産の指定を変更する場合、または持分法を用いて関連会社または共同支配企業への投資を会計処理する際に上書きアプローチを適用する場合には、その報告期間において追加的な開示を行うことが要求される。

8

適用日及び適用期限日、並びに移行措置

8.1

適用日及び適用期限日

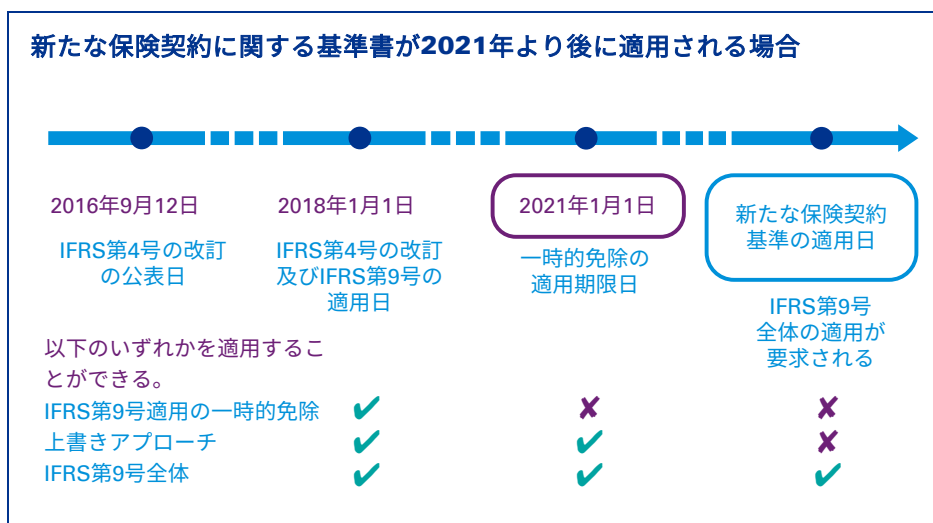
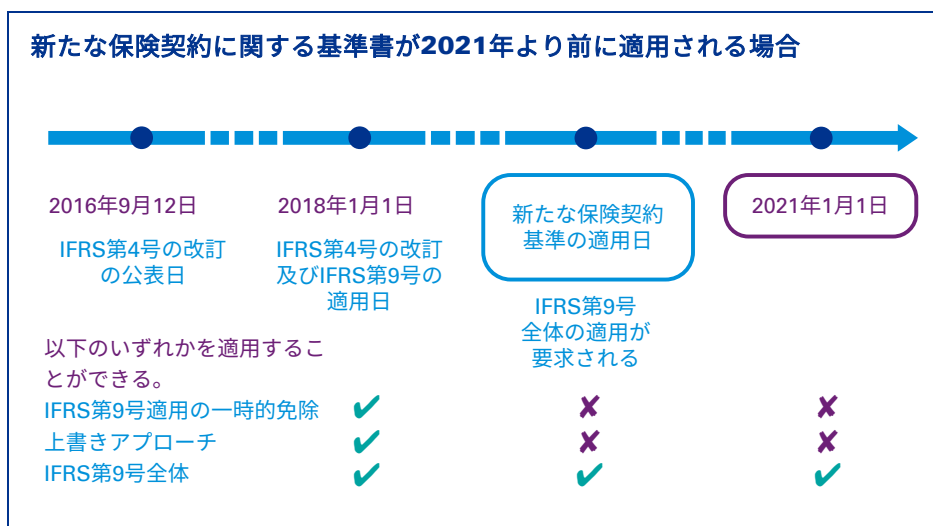
8.1.1

改訂の時期

IFRS 4.46, 48

IFRS第9号適用の一時的免除を認める改訂の適用日は、2018年1月1日以降開始する年次報告期間である。上書きアプローチを認める改訂は、企業がIFRS第9号を最初に適用する時に適用される。

これにより、現在から新たな保険契約に関する基準書の適用日までの間に、企業は以下の選択肢を利用できる可能性がある。



8.1.2

IFRS 4.20A, 35C(a)

IFRS第9号適用の一時的免除

IFRS第9号適用の一時的免除は2021年1月1日より前に開始する事業年度に適用可能であり、新たな保険契約に関する基準書が適用された時点で期限満了となる。新たな保険契約に関する基準書が2021年1月1日に未だ適用となっていない場合は、所定の期限満了日がなく、企業がIFRS第9号を最初に適用する時に適用される上書きアプローチの適用を選択することができる。

IFRS 4.20J

企業は再評価の結果（セクション3.3を参照）によっては、より早く一時的免除の適用を停止することを求められる場合がある。このような場合、企業は以下のいずれか早い時点までIAS第39号を引き続き適用することを認められる。

- 再評価の直後に開始する事業年度の末日
- 一時的免除の所定の適用期限日（すなわち、2021年1月1日）より前に開始する直近の事業年度

IFRS 4.20K

一時的免除を過去に適用した企業は、翌事業年度の期首以降いつでもIFRS第9号を適用することを認められる。

IFRS 4.BC273, IAS 8.30

企業は予想されるIFRS第4号の改訂の影響に関する情報（一時的免除の適用が見込まれるか否かを含む）を適用前に提供すべきである。



KPMGの見解 - 再評価の結果

IFRS第9号適用の一時的免除に不適格となった企業に対して猶予期間を認める決定は、IFRS第9号の適用について計画するための追加的な時間を与えるものである。ただし、一部の企業にとっては、この猶予期間が十分でない場合がある。したがって、重要な取得、処分または類似するリストラクチャリングを行う計画のある企業にとっては重要な問題である。

戦略的な企業決定（例：組織構造に関する活動）がIFRS第9号適用の一時的免除を適用する能力に影響を与え得るか否かについて、企業は積極的に予測する必要があると考えられる。活動の変化が支配的活動の割合に影響を与える可能性が合理的に高いと予測する企業は、見積財政状態計算書の作成、及びこのような変化が一時的免除を適用する能力にどのように影響を与えるかに関する確率と感応度の分析を検討すべきである。これらの結果を利用してIFRS第9号の適用に関する将来予測的な計画を立てることが可能となる場合がある。

8.1.3

IFRS 4.35C, 35I(b), 48, IFRS 9.5.7.1(c),
5.7.7-5.7.9, 7.2.14, B5.7.5-B5.7.20

上書きアプローチ

企業はIFRS第9号を最初に適用する時にのみ、またはIFRS第9号のFVTPLに指定された金融負債に係る利得及び損失に関する表示規定のみを過去に適用した後でIFRS第9号を最初に適用する時に、上書きアプローチの適用を開始することを認められる。企業は翌事業年度の期首以降いつでも、すべての指定された金融資産に対する上書きアプローチの適用を停止することが認められる。

8.2

移行措置

IFRS第4号の改訂を適用することを選択した企業は、以下の措置を適用する必要がある。

	アプローチ	企業が当該アプローチの適用を「開始する」場合	企業が当該アプローチの適用を「中止する」場合
IFRS 4.47	IFRS第9号適用の一時的免除	企業は、要求される開示を提供するのに必要な範囲内で、IFRS第9号の該当する移行措置を適用する。	企業は、IFRS第9号に基づく移行措置に従う。
IFRS 4.35I(b), 49, IAS 8.19–25	上書きアプローチ	<p>上書きアプローチは、遡及的に適用される。例えば、（指定した金融資産のIFRS第9号に基づく公正価値とIAS第39号に基づく帳簿価額の差額と同額の）OCI累計額の期首残高の調整を認識する。</p> <p>企業は、IFRS第9号の適用の際に比較情報の修正再表示を行う場合にのみ、上書きアプローチに基づき比較情報の修正再表示を行う。</p>	企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って、会計方針の変更の処理を行う（すなわち、実務上可能な範囲内で遡及適用を行う）。



KPMGの見解—新たな保険契約に関する基準書の適用時の移行措置

一部の保険者は、新たな保険契約に関する基準書の適用日前に金融資産の分類及び測定を評価することについて懸念を抱いている。IASBは、すでにIFRS第9号を適用している企業が、新たな保険契約に関する基準書の適用開始時に、IFRS第9号に基づく金融資産の分類に関する事業モデルの要件の再評価を行い、金融資産のFVTPL及びFVOCIの指定または指定の取消しを行うことを認める移行措置を設ける予定であることを示唆した。

本冊子について

本冊子は、KPMG International Standards Group (KPMG IFRG Limitedの一部。以下、ISG) が作成しました。

内容

KPMGの刊行する「IFRS最新基準書の初見分析 (First Impressions)」は、新しい基準書、または既存の基準書の規定の改訂の公表に伴い発行するものです。新しい基準書の重要な項目に関する検討を行い、実務の変更が行われる可能性のある分野を明確にしています。

本冊子は、2016年9月にIASBが公表した「IFRS第9号『金融商品』のIFRS第4号『保険契約』との適用 (IFRS第4号の修正)」の規定について考察したものです。

本冊子の本文では、2016年9月22日現在公表されているIFRS第4号及びその他の選別した現行基準書等を参照しています。

企業が自社の事実、状況及び個々の取引に照らしてIFRSの規定の潜在的な影響を検討するには、詳細な分析と解釈が必要になります。本冊子に含まれている情報は、ISGの当初の所見に基づいていますが、これらの所見は変更される可能性があります。

参考情報



kpmg.com/ifrsでは、新規のIFRS利用者も現行のIFRS利用者も、「財務諸表の例示」や「開示チェックリスト」等の、最新動向の概略、複雑な規定についての詳細なガイダンス及び実務的なツールを入手することができます。

現在適用されているIFRSの適用について



Insights into IFRS

IFRSの実務への適用を支援します。

Guides to financial statements

IFRSのもとでの開示例及び現在適用されている規定のチェックリストを提供します。



IFRS – 新たな基準書



IFRSと米国会計基準との比較表

IFRSの将来の展開に備えて



IFRS news



IFRS newsletters



IFRS for banks



IFRS第15号の業種別の解説

主要な新たな基準書



収益認識



金融商品

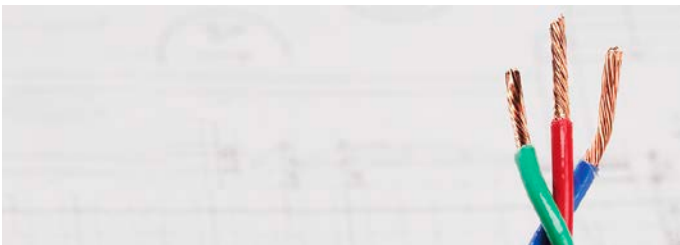


リース



保険契約

基準書の改訂



企業結合及び連結



表示及び開示

KPMGの「Accounting Research Online」では、広範にわたる会計、監査及び財務報告に関するガイダンスや文献について参照することが可能です。現在の大きく変化する環境において最新情報に精通したい方にとって、このウェブベースの会員制サービスは価値あるツールとなります。aro.kpmg.comで、ぜひ15日間の無償トライアルをお試しください。

日本語訳の発行にあたって

あずさ監査法人IFRSアドバイザリー室は、国際財務報告基準の改訂や新基準書の公表に際して、適時に情報を提供することを目的として、ISGが公表する英文冊子のうち、日本に与える影響が大きいものについて日本語訳を作成しています。

本冊子は、ISGが2016年9月に発行した「First impressions : Amendments to IFRS 4 – Applying IFRS 9 *Financial Instruments* with IFRS 4 *Insurance Contracts*」の日本語訳です。2016年9月に公表された「IFRS第9号『金融商品』のIFRS第4号『保険契約』との適用（IFRS第4号の修正）」の適用に関してその概略を解説するとともに、現時点でKPMGが特定している実務的な適用上の論点について明確化することを目的としています。本冊子が「IFRS第9号『金融商品』のIFRS第4号『保険契約』との適用（IFRS第4号の修正）」の概略及び適用上の論点を明らかにし、分析しようと考えている方々に少しでもお役に立てれば幸いです。

本冊子の翻訳は、あずさ監査法人IFRSアドバイザリー室及びFS本部のメンバーが中心となり行いました。

2016年10月

謝辞

本冊子の出版に携わった主な執筆者であるISGのBryce Ehrhardt、Barbara Jaworek及びHagit Kerenの努力に謝意を表します。また、校閲者であるAlan Goad、Joachim Kölschbach、Neil Parkinson及びChris Spallからのご意見にも感謝いたします。

さらに、以下のKPMGグローバルのIFRS保険契約トピック・チーム（IFRS insurance contracts topic team）のその他のメンバーの方々の貢献にも謝意を表します。

Jennifer Austin US
Erik Bleekrode Hong Kong
Danny Clark UK
Gerdus Dixon South Africa
Frank Dubois Singapore
Bhavesh Ghandi Kuwait
Scott Guse Australia
Viviane Leflaive France
Csilla Leposa Hungary
Luciene Magalhaes Brazil
Mary Trussell Canada

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザー室

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp/ifrs

KPMGファイナンシャルサービス・ジャパン

financialservices@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp/fsj

この文書はKPMGインターナショナルが2016年9月に発行した「Amendments to IFRS 4 Applying IFRS 9 Financial Instruments with IFRS 4 Insurance Contracts」をベースに作成したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG IFRG Limited, a UK company, limited by guarantee. All right reserved.

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan. 16-1579

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.